山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会規約(案)

(名称)

第1条 本会の名称は、「山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会」(以下「委員会」という。)とする。

(目的)

第2条 委員会は、山形県沿岸の海岸保全区域及び一般公共海岸区域を対象に、海岸の保 全に関する基本的な事項及び、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「山 形沿岸海岸保全基本計画」について、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(組織等)

- 第3条 委員会は、計画の変更等必要に応じて県土整備部長が設置する。
- 2 委員会の委員は、学識経験者・市民団体・地域関係者等の中から県土整備部長が委嘱 する。
- 3 委員の任期は委員会設置年度末までとし、再任を妨げない。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する 委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は委員会の承認を得て、委員以外の者を出席させることができる。

(運営等)

- 第5条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。なお、団体・組合の代表 委員については、代理出席を認める。
- 3 委員会は公開とし、その方法は別に定める傍聴規定による。会議で用いた資料等についても同様に公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、山形県県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課 に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めのあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 委員会に諮って定める。

附則

この規約は、平成27年11月16日から施行する。